

学校跡地活用検討協議会の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、学校跡地活用検討協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 傍聴中は静粛を保ち、私語や拍手、発言をしないこと。

(2) 携帯電話、スマートフォン等は電源を切るか、着信音等が鳴らないように設定し、通話を行わないこと。

(3) 許可なく写真撮影、録音、録画を行わないこと。

(4) 飲食、喫煙をしないこと（水分補給を除く）。

(5) むやみに席を離れないこと。

(6) 危険物、その他迷惑となる物品を持ち込まないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は協議会の妨げになる行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、事務局はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式)

No.1

学校跡地活用検討協議会

傍 聴 章

(お帰りの際は事務局へお返してください。)